

平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について（厚生労働省のホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000356df.html>

報道関係者各位

## 平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について、別添のとおりとりまとめましたのでお知らせいたします。

資料1(PDF:108KB)概要

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000356df-att/2r985200000356i0.pdf>

資料2(PDF:517KB)納付状況と今後の取組

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000356df-att/2r985200000356i6.pdf>

資料3-1(PDF:295KB)平成24年度の状況と今後の取組

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000356df-att/2r985200000356ic.pdf>

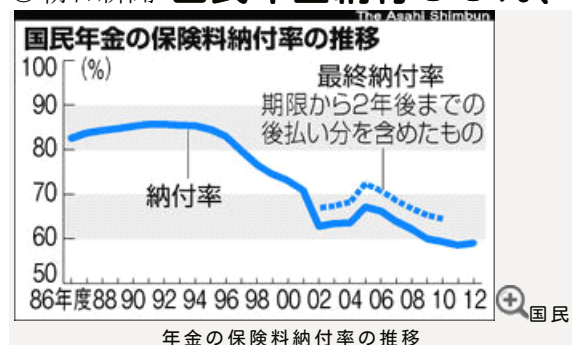
資料3-2(PDF:405KB)平成24年度の加入・保険料納入状況

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000356df-att/2r985200000356ii.pdf>

平成25年6月24日年金局事業管理課

(報道から)

○朝日新聞 **国民年金納付59%、7年ぶり改善目標6割には届かず** 2013年6月24日



【見市紀世子】2012年度の国民年金保険料の納付率は前年度より0.35ポイント高い58.99%で、7年ぶりに改善した。厚生労働省が24日に発表した。ただ、目標の60%には届かず、水準は低い。収入の少ない非正規労働者の増加や年金制度への不信感が背景にあるとみられ、同省は「依然として厳しい状況」とみている。

納付率は「保険料が払われた合計月数」を「本来払うべき合計月数」で割り算した値。所得が少なく免除や猶予の手続きをした人の分は除かれる。1990年代半ばまで8割台だったが、その後低下傾向が続き、10年度には6割を下回った。特に20～30代の若年層が低迷している。

厚労省は、差し押さえの可能性を知らせる「特別催告状」の送付▽徴収業務を委託する民間業者との連携強化▽免除・猶予手続きの周知、といった未納対策を進めてきた。12年度については「一定の効果が表れ、納付率の低下傾向に歯止めがかかった」としている。

(メモ)

厚生年金など社会保険への加入は非正規雇用労働者も含めた権利です。(法人、又は従業員数が常時5人以上の事業所は、正社員の3/4以上の時間を働く労働者全てを厚生年金に加入させる義務があります。)実際には義務を果たしていない事業所が少なくありません。派遣社員も、派遣元企業に社会保険加入の義務がありますが、違法行為が広がっています。現役世代では、国民年金保険料の未納率が4割に達し、制度の空洞化が進行しています。

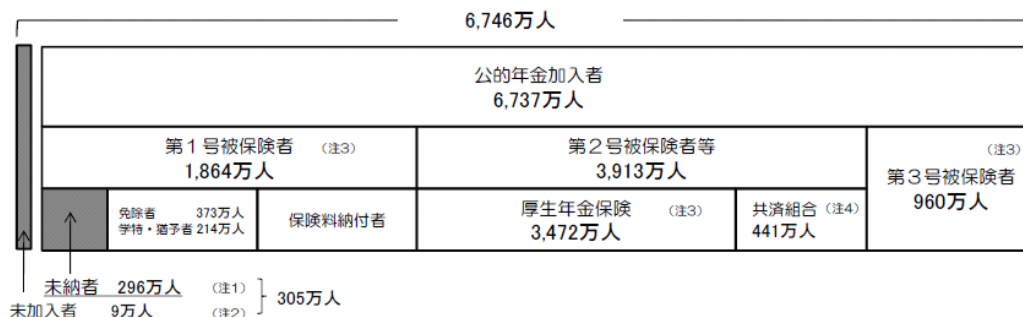
## (納付状況の概要)

### 1 平成24年度の納付状況等について

#### (1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約95%の者が保険料を納付。(免除及び納付猶予を含む)
- 未納者<sup>(注1)</sup>は約296万人、未加入者<sup>(注2)</sup>は約9万人。(公的年金加入対象者の約5%)

《公的年金加入者の状況(平成24年度末)》



- 注1) 未納者とは、24か月(平成23年4月～25年3月)の保険料が未納となっている者。  
 2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度及び平成22年度に未加入者の調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形推定した平成19年度の数値を置き替えている。  
 3) 平成25年3月末現在、第1号被保険者には、任意加入被保険者(29万人)が含まれている。  
 4) 平成24年3月末現在。  
 5) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。  
 6) 平成25年3月末現在、第2号被保険者、第3号被保険者である者の中には、平成23年4月～25年3月の間に第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

1

#### (2) 国民年金保険料の納付状況

### 平成24年度の国民年金保険料の納付率等について

① 平成22年度の最終納付率は64.5%  
 (平成22年度末と比較して+5.2ポイント)  
 (平成24年度末時点)

② 平成24年度の現年度納付率は59.0%  
 (対前年度比+0.3ポイント)

納付率の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
19年度分 保険料	63.9%	66.7%	68.6%			
20年度分 保険料		62.1%	65.0%	66.8%		
21年度分 保険料			60.0%	63.2%	65.3%	
22年度分 保険料				59.3%	62.2%	64.5%
23年度分 保険料					58.6%	62.6%
24年度分 保険料						59.0%

- ※ 最終納付率は、平成22年度の保険料として納付すべき月数(法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない)に対し、時効前(納期から2年以内)までに納付した月数の割合。

$$\text{現年度納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない)であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

2